

栃木県弁護士会主催の「STOP！過労死市民集会」 において過労死等防止対策推進法と栃木労働局の取 組について説明しました



（「STOP！過労死市民集会」の様子 於：弁護士会館）



（過労死等防止対策推進法と栃木労働局の取組を説明する西本監督課長）

3月7日（土）に栃木県弁護士会館において、栃木県弁護士会主催の「STOP!過労死市民集会」が開催されました。同市民集会では、過労死に関する問題等のお話がありました。

同市民集会の開催に当たっては、栃木県弁護士会から協力依頼があり、当局の労働基準部西本監督課長を派遣し、過労死等防止対策推進法や当局の活動について、同市民集会に参加された方々に理解を深めていただくための説明を行いました。当局の取組として、昨年11月に実施した重点監督の結果、長時間労働抑制・過重労働に関する健康障害の問題、働き方・休み方コンサルタントの活動、今年1月に立ち上げた栃木労働局働き方改革推進本部」の紹介、労使団体等への協力要請と今後の取組や本省での取組（セミナー開催、労働条件ポータルサイト、労働相談ほっとライン等）について説明しました。

栃木労働局では、今後とも過重労働による健康障害防止、長時間労働抑制、年次有給休暇取得促進等の働き方改革の普及・啓発を行ってまいります。